

央ニ於テ之ヲ統フル者無カレ可カラズ依テ
都督府ニ外務總長ヲ置キテ之ヲ統理セシム
ル組織ト爲シタルナリ外務總長ハ外交ニ經
驗アル者ヲレテ之ニ當ラシメ都督ノ命ヲ受
ケテ在滿洲ノ領事ヲ管轄スルコトトセハ意
思ノ疏通ヲ缺クコト無ク又迂路ヲ經ルコト
ヲ要ヤス總テノ點ニ於テ良クナル次第ナリ
從テ特別任用令ニ修正ヲ加フルノ必要ヲ生
シタルナリ當局者ノ信スル所ニ依レハ本案
改正ノ通ニナレハ能ク從來ノ制度上ノ短所

ヲ撓メ得ルモノト思ヘリ

議長(東久世) 別ニ御質問モ無クハ第二讀會ニ

移ル

(柴田書記官朗讀)

勅令第 號

關東都督府官制中左ノ通改正ス

第十五條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

都督官房ニ秘書課文書課及外事課ヲ置ク其
ノ事務ノ分掌ハ都督之ヲ定ム

同條第二項中及秘書官專任一人及第四項ヲ削

ル

第二十一條中、民政長官ノ次ニ左ノ如ク加フ、

外事總長 一人 勅任又ハ奏任

警視總長 一人 勅任又ハ奏任

同條中、民政署長ノ次ニ左ノ如ク加フ

秘書官 專任一人 奏任

同條ニ左ノ一項ヲ加フ

事務官ハ南滿洲ニ駐在スル領事官ヲシテ之

ヲ兼シムルコトヲ得

第二十二條ノ二 外事總長ハ都督官房外事課

長ト為リ都督ノ命ヲ承ケ涉外事務ヲ掌理ス

第二十二條ノ三 警視總長ハ民政部警務課長

ト為リ上官ノ命ヲ承ケ警察ニ關スル事務ヲ

掌理ス

第二十四條ニ左ノ一項ヲ加フ

領事官ニシテ事務官ヲ兼ヌル者ハ上官ノ命

ヲ承ケ鐵道線路ノ警察事務ヲ掌理ス

第三十條ノ二 秘書官ハ都督ノ命ヲ承ケ機密

ニ關スル事務ヲ掌ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

關東都督府職責并別任用令中左ノ通改正ス

第一條第一項中關東都督府事務官ヲ關東都督

府外事總長及關東都督府事務官ニ改ム

同條第二項中任用シタルノ次ニ外事總長又ハ

ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

在南滿洲帝國領事館附警察官ハ關東都督府警
察官ヲシテ之ヲ兼子シムルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

世九番(未起) 本案ハ種ニノ質疑ヲ試シタルハ

不充分ノ個條モ之レ有ラン其ノ實此ノ組織

ハ餘程込入りタル組織ト思ヒリ關東都督府

ニ外事總長警視總長ヲ置クハ都督府自己ノ

必要ヨリ起ルニアラス從テ全体ノ組織ハ因

ヨリ完全ナリトハ思ハレス然シ乍ラ之ヲ要